

「産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況等報告書」の提出はされましたか。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等の状況を都道府県知事等へ報告することが義務付けられています。

対象者

次のいずれにも該当する事業者

- 1 報告書の対象期間（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）中において、**柏市内**で産業廃棄物を排出する事業場（建設工事現場を含む。）を持つ事業者（中間処理業者を含む。）
 - 2 報告書の対象期間中に、産業廃棄物管理票の交付を行った事業者（中間処理業者を含む。）
- ※電子マニフェストを利用する事業者にあつては、電子マニフェストを利用した分については、この報告を行う必要はありません。

報告対象及び提出期限

＜報告対象＞ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに交付した産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の交付等の状況

＜報告期限＞ 令和6年7月1日まで

提出方法及び提出先

＜ちば電子申請サービスによる提出＞

○ 「ちば電子申請サービス【柏市】」（外部サイト）より入力手続きを行ってください。

以下アドレスにアクセスすると、ちば電子申請サービス（外部サイト）へのリンクがございます。

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/dx-suishin/electronicapplication/onlineshinsei-list.html#chibadenshi>

＜紙様式による提出＞

○ 様式第三号（法定様式）により、正本1部を郵送又は持参により提出してください。

（郵送提出で控え（副本）が必要な場合は、報告書2部と返送分の切手を貼付した返信用封筒を同封し、お送りください。）

提出先：〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号 柏市 環境部 産業廃棄物対策課

※お手数ですが、封筒に「マニフェスト報告書在中」とご記入ください。

様式は下記ホームページからダウンロードできます。

柏市 環境部 産業廃棄物対策課

電話：04-7167-1696

柏市ホームページ

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/sanpaitaisaku/jigyosha/environment/haikibutsu/jigyosha/manifest.html>